

令和7年度 第1回

横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：令和7年10月17日（金）10時00分～
会 場：横浜市中央卸売市場本場
市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 理事挨拶

3 議 題

- (1) 令和8年（2026年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について

4 報告事項

- (1) 横浜市中央卸売市場条例及び同条例施行規則について
- (2) 横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について
- (3) その他

5 閉 会

【資 料】

- 資料1 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿
- 資料2 座席表
- 資料3 質問文の写し
- 資料4-1 令和8年（2026年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について
- 資料4-2 令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日（青果部）【案】
- 資料4-3 令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日（水産物部）【案】
- 資料4-4 令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日（食肉部）【案】
- 資料5 横浜市中央卸売市場条例及び同条例施行規則について
- 資料6 横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

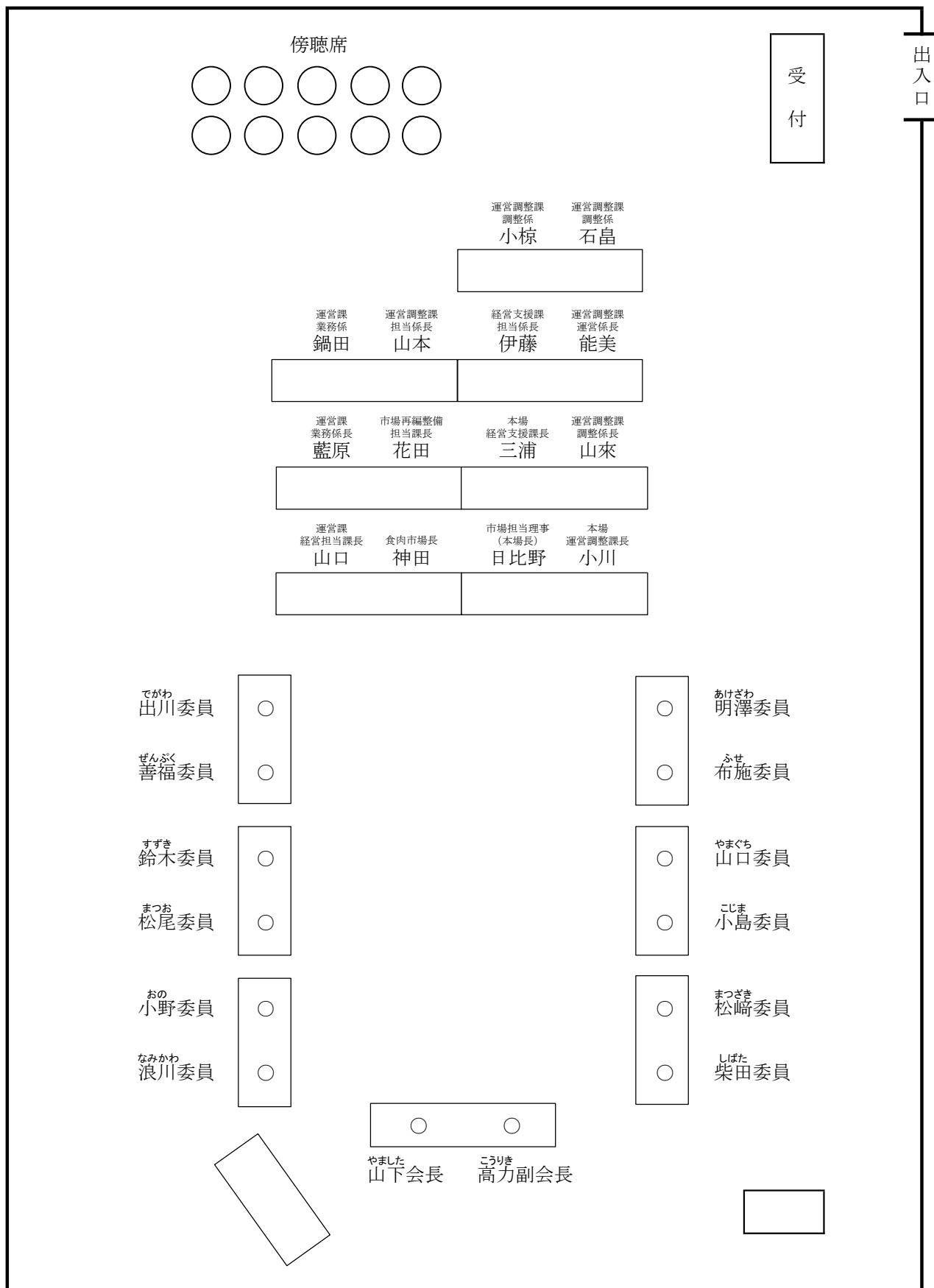
		氏名	職名
1	会長	山下東子	大東文化大学経済学部 特任教授
2	副会長	高力美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部 教授
3	委員	柴田典子	横浜市立大学国際商学部 教授
4	委員	浪川珠乃	東京海洋大学海の研究戦略マネジメント機構 教授
5	委員	松崎嘉子	横浜市消費者団体連絡会 代表幹事
6	委員	小野英樹	横浜丸中青果株式会社 代表取締役社長
7	委員	小島雅裕	横浜丸魚株式会社 代表取締役社長
8	委員	松尾英俊	横浜魚類株式会社 代表取締役社長
9	委員	山口義行	横浜食肉市場株式会社 代表取締役
10	委員	鈴木格次	横浜中央市場青果卸協同組合 理事長
11	委員	布施是清	横浜魚市場卸協同組合 代表理事
12	委員	善福伸一	横浜市場冷蔵株式会社 代表取締役社長
13	委員	藤岡輝好	横浜青果小売商協同組合連合会 副会長
14	委員	明澤重明	横浜水産物商業協同組合 理事長
15	委員	星野光治	横浜食肉商業協同組合 理事長
16	委員	出川雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合 代表理事

(敬称略・順不同)

委員数：16名

任期：令和6年9月1日から令和8年9月30日まで

令和7年度 第1回
横浜市中央卸売市場開設運営協議会 座席表



写

経運調第978号
令和7年9月29日

横浜市中央卸売市場開設運営協議会
会長 山下 東子 様

横浜市長 山中 竹春



次の事項について諮問します。

1 諒問事項

令和8年（2026年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について

2 諒問の根拠

横浜市中央卸売市場条例第5条第2項及び第75条第1号に基づき諮問します。

令和8年（2026年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について

横浜市場への出荷者は同時に東京市場へも出荷することが多いため、出荷者の利便性向上の観点などから、影響力の大きな東京市場の動向に合わせることを基本としながら、横浜市の個別事情を勘案して設定しています。

1 条例で定める休場日について

(1) 本場

- ア 日曜日及び水曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までを除く）、祝日
- イ 1月2日から1月4日まで及び12月31日

(2) 食肉市場

- ア 日曜日及び土曜日（1月5日及び12月28日を除く）、祝日
- イ 1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

2 臨時休場日・臨時開場日の考え方について

出荷者及び消費者の利益の確保のため、またはそれを阻害しない限りにおいて、臨時に休場日及び開場日を設定することができると条例で規定しています。

令和8年は、それぞれ以下のとおり臨時休場日・臨時開場日を設定します。

※ 下線は、青果部と水産物部で休開場が異なる日（2日）です。

なお、東京市場に合わせた場合、青果部と水産物部で休開場が異なる日（水産物部のみ営業する日）は4日ですが、その内2日（10月14日及び11月25日）を横浜市場では本場全体で休場日としています。

＜青果部＞ 年間開場日数 247日（令和7年 248日）

(1) 臨時休場日 3日（令和7年 3日）

- ア 夏期（お盆）の臨時休場日 2日（令和7年 2日）
 - 8月14日、8月15日
- イ 年末の臨時休場日 1日（令和7年 1日）
 - 12月30日

(2) 臨時開場日 3日（令和7年 7日）

- ア 日曜日または祝日であるが臨時開場日とする日 2日（令和7年 2日）
 - 5月6日、9月23日
- イ 同一週内に祝日のある水曜日を臨時開場日とする日 1日（令和7年 5日）
 - 8月12日

＜水産物部＞ 年間開場日数 249日（令和7年 253日）

(1) 臨時休場日 2日（令和7年 2日）

夏期（お盆）の臨時休場日

8月14日、8月15日

(2) 臨時開場日 4日（令和7年 11日）

ア 日曜日または祝日であるが臨時開場日とする日 2日（令和7年 2日）

5月6日、9月23日

イ 同一週内に祝日のある水曜日を臨時開場日とする日 2日（令和7年 9日）

8月12日、11月4日

＜食肉市場（食肉部）＞ 年間開場日数：231日（令和7年 238日）

(1) 臨時休場日 12日（令和7年 7日）

ア 年始・年末の臨時休場日

1月5日、1月6日、1月7日

イ 施設点検による臨時休場日

3月6日

ウ 夏期（お盆）の臨時休場日

8月6日、8月7日、8月10日、8月12日、8月13日、8月14日、8月17日、

8月18日

(2) 臨時開場日 3日（令和7年 2日）

年末の需要の増加等に対応するための臨時開場日

12月12日、12月19日、12月26日

令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日 [本場（青果部）]

■は条例上の休場日（115日）

【】は臨時休場日（3日）

【】【】は臨時開場日（3日）

1月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	【6】	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	【12】	13	【14】	【15】
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	【23】	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	【30】	31		

【案】

資料 4-3

令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日【本場（水産物部）】

■は条例上の休場日（114日）

■は臨時休場日（2日）

■■は臨時開場日（4日）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

赤文字は日曜日又は祝日

年間開場日数:249日

【案】

資料 4-4

令和8年（2026年）臨時休場日・臨時開場日 [食肉市場（食肉部）]

■は条例上の休場日（122日）

【】は臨時休場日（12日）

【】は臨時開場日（3日）

1月 (16日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	【5】	【6】	【7】	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	【6】	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 (12日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	【6】	【7】	8
9	【10】	11	【12】	【13】	【14】	15
16	【17】	【18】	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月 (23日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	【12】
13	14	15	16	17	18	【19】
20	21	22	23	24	25	【26】
27	28	29	30	31		

赤文字は日曜日又は祝日

年間開場日数:231日

横浜市中央卸売市場条例 及び同条例施行規則について

横浜市経済局中央卸売市場本場
運営調整課

2025.10.17

1 趣旨

中央卸売市場本場において、青果部再編整備工事が令和8年3月末をもって完了し、令和8年4月1日より新たに整備した青果部の施設の全面供用が開始されます。これに伴い、横浜市中央卸売市場条例（以下「条例」という）ならびに同条例施行規則（以下「規則」という）で定める青果部の施設使用料を一部改定します。

また、令和7年6月に卸売市場法が改正されたことに伴い、当該卸売市場で取り扱う品目のうち農林水産大臣が指定した品目（以下、「指定飲食料品等」という）及びそのコスト指標等の公表について、条例で規定することが義務化されたため、必要な条項を追加します。

主に以上2点のことから、条例の一部を改正したいので、条例の一部改正議案を令和7年第4回市会定例会（本年12月）に提出します。また、条例の一部改正の議決をいただいた後、青果部施設使用料の改定等のため規則を改正します。

2.1 青果部施設使用料改定の理由



中央卸売市場本場青果部では、場内事業者の要望を受け、狭隘な敷地の有効活用や商品の品質・衛生管理の向上を図るため、配送センター（屋内荷捌場）や冷蔵庫など、新たに3棟の施設を整備しています。

（平成30年度以降順次整備し、令和7年度に最後の3棟目が整備完了予定。）

中央卸売市場費会計は特別会計であり、整備に要した経費は場内事業者の皆様からの施設使用料で賄われます。

このため、本場青果部の施設使用料を一部改定することから、令和7年第4回市会定例会において、条例の一部改正議案を提出します。また、条例の一部改正議案の議決をいただいた後、規則の改正手続きを行います。

（注）条例で規定している施設使用料は上限額であり、実際に場内事業者の皆様からいただく金額は、規則において規定しています。

2.2 青果部施設使用料改定の内容



本場青果部では、配送センター（屋内荷捌場）や冷蔵庫等などの施設使用料は、現行の施設使用料単価（規則において規定）の1.5倍となります。

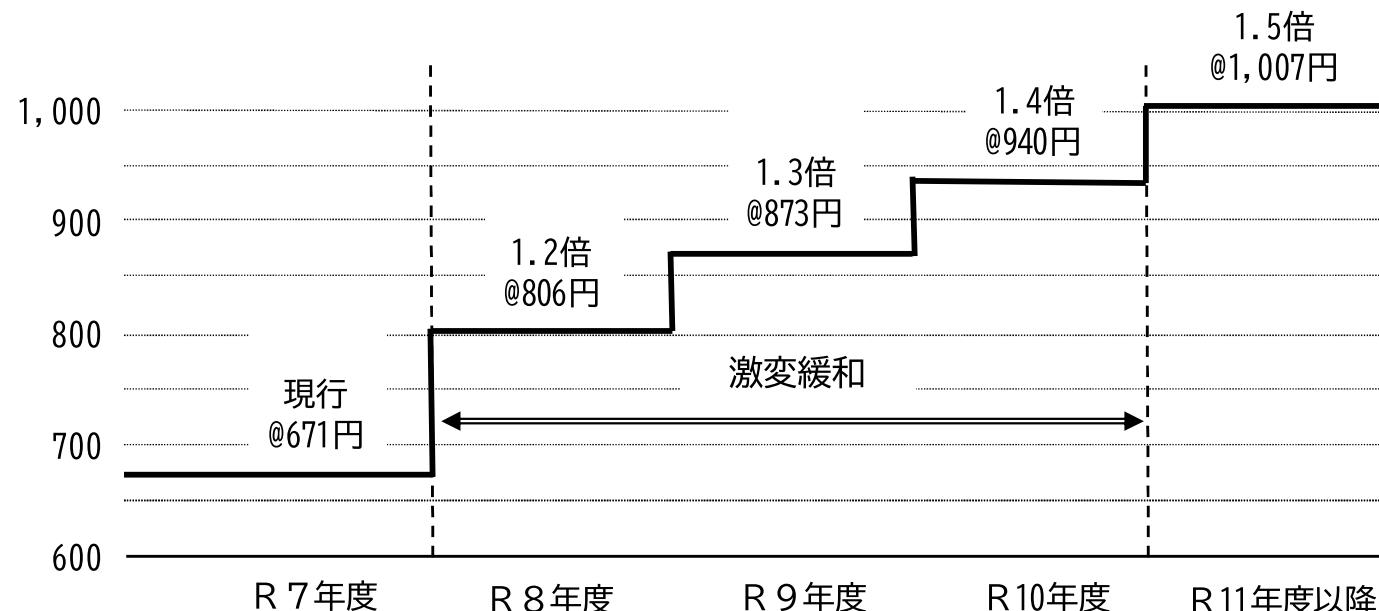
なお、値上げ幅は、国から示されている使用料の算定式や整備費の返済期間（公債費の償還期間）を考慮して設定しています。

	令和8年度	9年度	10年度	11年度以降
現行単価からの値上げ幅	1.2倍	1.3倍	1.4倍	1.5倍

負担軽減のため、令和8年度から10年度までは激変緩和を行います。併せて、負担が困難な場内事業者への支援策についても検討を進めています。

(例) 配送センター（屋内荷捌場）の使用料

下記の金額は規則で定める月額単価（1 m²あたり・税込）



現行の条例で定める
月額単価



II
@671 (税込)



条例で定める金額も
@1,007 (税込)
に改定します

条例で定める金額を一律1.5倍とするのではなく、規則で定める施設使用料を1.5倍にした際に、条例で定める上限金額を超えてしまう場合のみ、超えた金額の分だけ条例で定める使用料を改定します（ただし、10円未満は切り上げとします）。

(参考1) 中央卸売市場条例施行規則の改正案



※ 下表の金額は全て 1 m²あたりの月額料金（税抜）です

市場	種別	現行の規則上の額 (円)	改定後の規則上の額 (円)	【参考】現行の 条例上の額 (円)
本場 青果部	卸売業者売場使用料	250	376	500
	卸売業者低温売場使用料	720	1,080	900
	仲卸業者売場使用料	1,360	2,040	1,700
	事務室使用料	甲 1,650 乙 1,000 丙 830	甲 1,650 乙 1,000 丙 830 丁 2,476	1,800
	屋上屋外使用料	500	750	800
	配送センター使用料（月額使用区画）	610	916	610
	配送センター使用料（時間使用区画）	(規定なし)	42 (1時間)	(規定なし)
	倉庫使用料	1,250	1,876	1,800
	加工処理場使用料	1,530	甲 1,530 乙 2,296	1,920
	冷蔵庫使用料	甲 1,760 乙 1,300	甲 2,640 乙 1,950 丙 3,433	3,000

(参考2) 激変緩和措置の案について

※ 下表の金額は全て1m²あたりの月額料金（税抜）です



	現行	令和8年度 (現行比1.2倍)	令和9年度 (現行比1.3倍)	令和10年度 (現行比1.4倍)	令和11年度以降 (現行比1.5倍)
卸売業者売場使用料	250	300	326	350	376
卸売業者低温売場使用料	720	865	937	1,009	1,080
仲卸業者売場使用料	1,360	1,633	1,769	1,905	2,040
事務室使用料	甲 1,650 乙 1,000 丙 830	甲 1,650 乙 1,000 丙 830 丁 1,980	甲 1,650 乙 1,000 丙 830 丁 2,146	甲 1,650 乙 1,000 丙 830 丁 2,310	甲 1,650 乙 1,000 丙 830 丁 2,476
屋上屋外使用料	500	600	650	700	750
配送センター使用料（月額使用区画）	610	733	794	855	916
配送センター使用料（時間使用区画）	-	34	37	39	42
倉庫使用料	1,250	1,500	1,626	1,750	1,876
加工処理場使用料	1,530	甲 1,530 乙 1,837	甲 1,530 乙 1,989	甲 1,530 乙 2,143	甲 1,530 乙 2,296
冷蔵庫使用料	甲 1,760 乙 1,300	甲 2,113 乙 1,560 丙 2,747	甲 2,289 乙 1,690 丙 2,976	甲 2,465 乙 1,820 丙 3,205	甲 2,640 乙 1,950 丙 3,433

3.1 卸売市場法改正に伴う条例改正の背景



今回の卸売市場法の改正（令和8年4月1日施行予定）は、「食品等持続的供給法^(※1)」の改正に伴い行われました。

◇ 食品等持続的供給法の改正について（令和7年6月）

合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制的措置や食品等事業者等に対する支援施策を法制化しました。具体的な改正内容は、次の2点です。

- (1) 指定飲食料品等^(※2)についてコスト指標を作成・公表^(※3)する制度を整備
- (2) 取引の規制的措置の一つとして、事業者に対する努力義務を規定
 - ① 費用等に係る協議への誠実な応諾
 - ② 持続的な食料品の供給に資する取組の提案（商習慣の見直し等）への検討・協力

（※1）正式名称は「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」。通称は「食料システム法」。

（※2）国は、米、野菜、牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、省令で指定される予定です。

（※3）指定飲食料品等のコスト指標の作成及び公表は、農林水産大臣が認定する団体が行います。

3.2 卸売市場法の改正内容



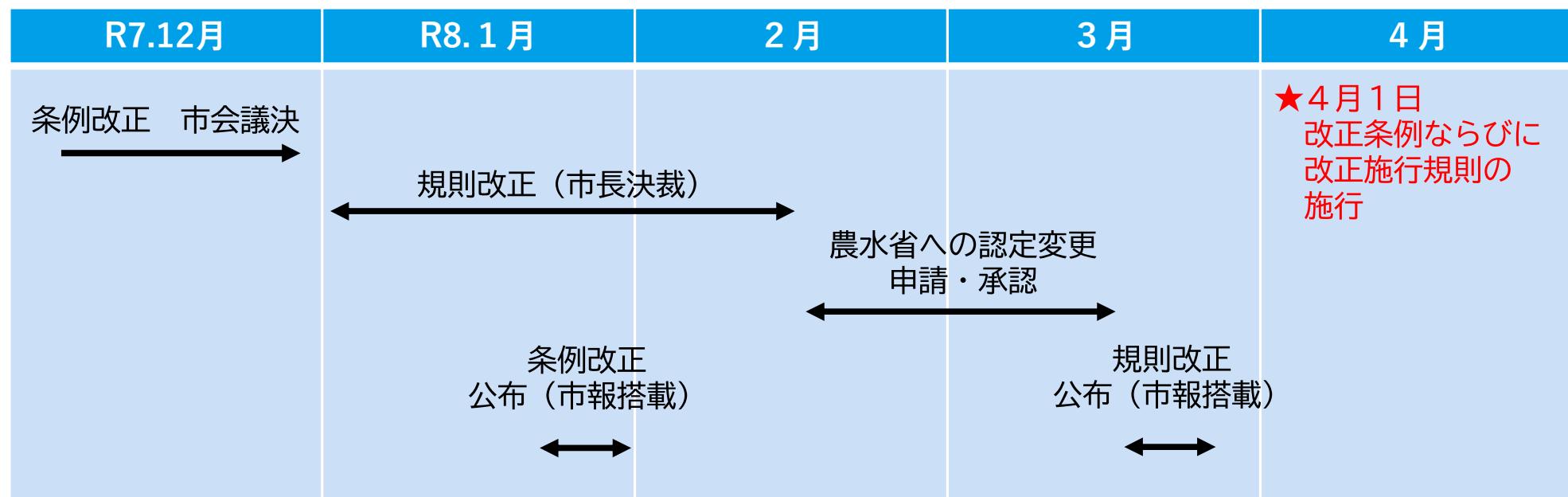
食料システム法の改正に伴い卸売市場法も改正され、卸売市場（中央・地方共に）の開設者に対し、当該卸売市場の業務規程（条例等）において、以下の事項を公表する旨を規定することが義務化（卸売市場の認定要件に追加）されました。

- (1) 当該卸売市場で取り扱う指定飲食料品
- (2) 当該卸売市場で取り扱う指定飲食料品のコスト指標
- (3) その他（事業者の努力義務の内容）

- ※ 上記(1)～(3)の公表は、インターネット（本市ホームページ）上で行います。
- ※ 引き続き認定を受ける卸売市場は、業務規程（条例等）に上記改正を反映した上で、改正法の施行日（令和8年4月1日）の前々日までに農林水産省へ変更認定申請を行うことが必要です。

4 スケジュール

卸売市場法第11条第1項の規定に基づき業務規程（条例・施行規則等）を変更した際は農林水産大臣の認定を得ることとなっているため、議決後、速やかに付随する内容の規則改正を行った上で、農林水産大臣に対して認定申請を行い、承認を得た上で施行します。



横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について

横浜市経済局中央卸売市場

■ 経営展望における横浜市場の方向性・将来像

横浜地域の「食」生活・「食」文化を第一に支える 食品流通拠点を実現させる

– 卸売市場としての更なる機能強化・役割拡大による地域社会への貢献 –

本場

直接的な顧客だけでなく、消費者、地域社会に対しても、卸売市場としての付加価値の提供や貢献を図る

食肉市場

「活発な取引が行われる市場」、「流通構造や社会ニーズに対応する市場」、「市内経済へ寄与する市場」となるよう目指す

■ 本場の戦略

- 【戦略1】 集荷・販売力の強化
- 【戦略2】 県内・市内関係者との関係強化
- 【戦略3】 品質管理水準高度化
- 【戦略4】 流通構造の効率化・高度化・システム化
- 【戦略5】 市場流通環境高度化に向けた設備投資
- 【戦略6】 市場プロモーションと賑わい創出
- 【戦略7】 効果的かつ安定的な市場運営体制の整備

【戦略1】 集荷・販売力の強化

【戦略2】 県内・市内関係者との関係強化

- 量販店への販売支援
- 輸出拡大へ向けた取組
- 仲卸業者等の経営相談・支援（経営再構築支援、研修会、補助金）

● 量販店への販売支援

○ 量販店での「横浜市場フェア」の開催

- ・青果仲卸業者が取引先の量販店に提案し、令和5年度より「横浜市場フェア」を開催。
- ・横浜市は、フェアで使用する販売資材（腰幕・ミニのぼり・ポスター）の提供や、SNSを活用した広報の実施により、市場食材を取り扱っている量販店を支援。

令和5年度 **64回** 開催

令和6年度 **50回** 開催

令和7年度 **47回** 開催（9月末時点）



腰幕

→ 量販店の集客や売上の向上に寄与

○ 後半期に向けた方向性

- ・青果部からスタートした「横浜市場フェア」ですが、今後は水産物部にもご提案し、さらなる横浜市場食材の取引拡大を目指します。



量販店での「横浜市場フェア」の様子

● 輸出拡大へ向けた取組

○ 輸出拡大のための展示会への出展

- ・「FOODEX JAPAN」へ令和5年度及び令和6年度に出展（令和7年度も出展予定）
- ・事業者ごとの出展ではなく、参加事業者を取りまとめた上で「横浜市場」として一体的に出展
- ・2年間で延べ10者の仲卸業者が参加
- ・展示会では試食提供や商品展示などを活用し効果的なPRを実施
- ・出展後、商談を行い取引につながった例あり

○ 輸出実務に係る経費補助

- ・海外の展示会への出展費用やその渡航費を補助（令和4年度より）
- ・3年間の実績：4件、合計約80万円補助



「FOODEX JAPAN」（東京ビッグサイト）

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○ 仲卸業者の経営再構築支援

- ・中小企業診断士団体により、事業継続のための伴走支援等を実施（令和6年度より）

	財務分析	ヒアリング	伴走支援
実施事業者数	青果28社、 水産56社	青果4社、水産13社	青果2社、水産2社 (計10回)
内容	全仲卸業者の 財務分析	財務分析結果から支援候補を抽出 し、その経営者に改善に向けた 考え方等をヒアリング	ヒアリング結果から4社を 決定し、課題解決のために 伴走支援

○ 後半期に向けた方向性

- ・令和7年度は、前年度からの継続3社及び新規8社の伴走支援を実施
- ・令和8年度以降も追加支援を実施し、最重要課題の解決を目指す取組を支援していく予定

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○ 研修会の開催

- ・過去3年間（令和4年度から実施）で13回開催
- ・インボイス制度や民法改正等、時節に沿った7つのテーマで開催
- ・仲卸業者中心に延べ300名以上が参加
- ・令和7年度は水産流通適正化法をテーマに実施予定

年度	テーマ	参加者
令和4年度	インボイス制度	79人
	民法改正	72人
	ハラスメント防止	36人
令和5年度	労働基準法の休暇取得	55人
	接客スキル向上	30人
	電子帳簿保存法	74人
令和6年度	脱炭素の取組	32人
令和7年度	流適法の改正	今後

○ 後半期に向けた方向性

- ・令和8年度以降も、時節に沿ったテーマでの研修を実施し、場内事業者の経営支援や課題解決につなげていきます。



研修会の様子

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○ 仲卸業者等への補助金（令和3年度より実施）

年度	対象事業	補助件数	補助総額
令和3年度	販路拡大や販売力強化、事業効率化、市場施設の有効活用、輸出促進体制整備、キャッシュレス決済促進、品質・衛生管理、美観向上 等	15件	1,206万円
令和4年度	販路拡大や販売力強化、事業効率化、市場施設の有効活用、輸出促進体制整備、会計・経理処理のシステム化、品質・衛生管理、美観向上、生鮮食料品流通を規制する法令改正対応 等	11件	1,409万円
令和5年度	デジタル化促進、環境負荷軽減、販路拡大や販売力強化、事業効率化、品質管理向上 等	14件	759万円
令和6年度	デジタル化推進、脱炭素化推進事業	5件	369万円
令和7年度	デジタル化推進、脱炭素化推進事業		(予算) 700万円

⇒ 場内におけるデジタル化対応や脱炭素の推進に資する取組、事業効率化の取組等が拡大

○ 後半期に向けた方向性

- 今後も、補助金事業を通じてデジタル化や社会的要請・法令への対応などを支援し、仲卸業者等の経営基盤を強化することで、市場のさらなる活性化につなげていきます。

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 青果部における取扱数量・金額



【令和11年度の目標】

取扱数量：38.3万t

取扱金額：1,000.0億円

※量・金額ともに平成30年度比+8.9%

【目標設定の考え方】

- 機能強化に向けて施設整備を推進することから、施設整備完了までは平成30年度と同程度で推移すると想定。
- 施設整備完了後は、施設を活用した施策の実行により、目標値を目指す。

【令和6年度までの状況】（過去5年間の推移）

- 令和6年度の総取扱数量は令和2年度と比べて13.3%の減少、総取扱金額は7.4%の増加
- 夏の猛暑や少雨、集中豪雨といった気候変動による生育不順が影響し、取扱数量が減少
- 一方で、品薄感から一部青果物の単価が高騰したため、取扱金額は増加

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 水産物部における取扱数量・金額



【令和11年度の目標】

取扱数量：5.3万t

取扱金額：578.1億円

※量・金額ともに平成30年度と同水準

【目標設定の考え方】

- 近年の資源減少等により、水産物の大幅な取り扱い増加は厳しい状況であることを踏まえ、平成30年度の水準を維持し続けることを目標とする。

【令和6年度までの状況】（過去5年間の推移）

- 令和6年度の総取扱数量は令和2年度と比べ10.1%の減少、総取扱金額は11.6%の増加
- 取扱数量は、気候変動による海水温の上昇等の影響により漁獲量が減り、減少傾向が続いている
- 取扱金額は、漁獲量の減少による単価の上昇等により、増額し維持している

【戦略3】 品質管理水準高度化

- 新型コロナウイルス感染症対策
- HACCP推進の取組

● 新型コロナウイルス感染症対策／HACCP推進の取組

○ 令和2年度～令和6年度の実績

- ・新型コロナウイルス感染症拡大期において、以下の取組によって感染拡大防止に尽力
 - ① 感染状況やワクチン接種に関する場内事業者の皆様への情報提供
 - ② マスクの適切な着用や体調不良時の出勤停止等の基本的対策の徹底
 - ③ 感染者発生時には、事業者の規模や業務態様に合わせて、当該職場の従業員等にPCR検査等を実施することを申し合わせ
 - ④ 緊急雇用対策事業も活用した、検温・マスク着用等の巡回指導、場内消毒作業の実施
- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施について、場内事業者、開設者（本市経済局）及び本市食品衛生検査所で構成する「安全・品質管理協議会」が主体となり、場内全食品事業者向けHACCP導入支援講習会や巡回指導等を実施。また、水産物部においては、衛生管理状況の継続的な確認のため、仲卸組合と食品衛生検査所合同での夏期一斉点検等も実施。

○ 後半期に向けた方向性

- ・青果部において整備した冷蔵施設の活用等により、更なる衛生・品質管理水準の向上に努めてまいります。

【戦略4】

流通構造の効率化・高度化・システム化

【戦略5】

市場流通環境高度化に向けた設備投資

- 青果部物流効率化に向けての検討
- 青果部再整備

● 青果部物流効率化に向けての検討

○ 令和2年度～令和6年度の実績

①施設の配置見直し

場内施設の適切な配置や時間帯別使用、施設利用のルールづくり等、物流効率化による機能強化に向けた検討を、再編整備検討会等で場内事業者の皆様と検討

（具体的な検討事項）卸売業者・仲卸業者等の使用区域、時間帯別使用とする施設 等

②施設使用料の見直し

再整備後の全面供用開始（令和8年度～）に合わせた使用料の見直しに向けて協議

○ 後半期に向けた方向性

①施設の配置見直し

令和8年度の青果部再整備後の全面供用開始から、場内施設の適切な配置や時間帯別使用、施設利用のルールの運用を開始します。また、状況に応じた改善を行います。

②施設使用料の見直し

令和8年度の青果部再整備後の施設全面供用開始に合わせ、施設使用料を見直します。

● 青果部再整備

○ 令和2年度～令和6年度の実績及び今後の予定



	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
改修工事				既存設備の改修（受変電設備、昇降機、消防設備ほか）			
増設工事			F 2棟 完成	F 3棟 完成	F 1棟 工事着手	F 1棟 完成予定	全面供用 開始予定

【戦略6】

市場プロモーションと賑わい創出

- PR推進及びブランド力向上（横浜市場直送店制度）
- 市民向けイベントを通じたプロモーション
(一般開放・市場まつり)
- 市場周辺地域の賑わいづくり（場外マルシェ等）
- 食育の推進（出前授業、市場見学、調理教室など）
- その他市場プロモーションの取組

● PR推進及びブランド力向上（横浜市場直送店制度）

○ 登録店舗数

- ・556店舗（令和7年3月末時点）
【525店舗（令和6年3月末時点）】



○ 取組状況

- ・のぼり旗、ミニフラッグを制作し、登録店へ配布
- ・令和7年度に水産仲卸各店舗へ改めて制度説明を実施し、飲食店紹介を依頼（令和7年4～9月時点で、新規登録43店舗増）
- ・神奈川トヨタ自動車(株)のアプリ（登録数 約24万人）で、市場の取組や横浜市場直送店の紹介やクーポンを配信



直送店ステッカー



ミニフラッグ

● 市民向けイベントを通じたプロモーション（一般開放・市場まつり）

○ 水産仲卸棟の一般開放

- ・令和6年度から毎週土曜日に実施（令和5年度までは、月2回の実施）
- ・鮮魚の販売に加え、マグロの解体ショーなどのイベントも実施
- ・令和7年6月から新たに「濱のまぐろの日」を開催し、来場者が増加
(マグロを取り扱う仲卸で購入した方に抽選券を配布し、抽選会を開催)

○ 市場まつり（毎年11月に開催）

- ・鮮魚・青果の物販、海鮮丼・浜焼きなどの飲食物の販売
- ・青果模擬セリやステージイベント等の実施
- ・令和6年度は子ども向けブースの拡大や、小学生による魚の学習発表を実施（令和7年度も実施予定）



学習発表の様子（市場まつり）

● 市場周辺地域の賑わいづくり（場外マルシェ等）

○ 横浜市場場外マルシェ「春の味覚フェス」

- ・野菜や果物の物販や市場から仕入れた食材を使用した飲食物を提供
- ・令和6年度から「市場めしグランプリ」を開始し、令和7年度にはマグロや果物詰め合わせなどの豪華景品があたる抽選会も実施
- ・子どもが楽しめるブースを多数展開（「一日に必要な野菜の重さ当てクイズ」、「市場クイズラリー」等）

場外マルシェ	来場者数 (2日計)	前年比
令和7年5月	15,191人	約1.4倍
令和6年5月	10,550人	約3.2倍
令和5年5月	3,294人	



野菜の重さ当てクイズ



市場めしグランプリ

● 食育の推進（出前授業、市場見学）

○ 取組状況

- ・令和6年度から小学生向け出前授業について、アウトプット型出前授業を行い、子どもたちが学んだことを発表する機会を提供
- ・令和5年度から社会科・家庭科授業の内容充実のため小学校教員も市場見学の対象として実施

○ 実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出前授業	・小学校6校 (青果2、水産4)	・小学校8校 (青果2、水産6) ・高校1校(水産)	・小学校8校 (青果2、水産6)
市場見学	・小学校2校 ・教員向け1回 ・神奈川区民向け1回	・小学校2校 ・教員向け1回	・小学校2校 ・教員向け3回 ・高・大・専門 各1回



青果出前授業の様子



教員向け市場見学

● 食育の推進（料理教室など）

○ 料理教室の取組状況

- 市民が市場食材に触れる機会を増やすため、親子向けや大人向けの「料理教室」を、日頃市場を利用いただいている有名シェフ等が講師となり開催
- 魚の消費拡大を目指し、令和6年度から水産仲卸の方が講師となり「さばき方教室」を開催



夏休み親子料理教室



○ 実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予定含む)
料理教室	・親子向け1回 ・大人向け2回	・親子向け2回 ・大人向け2回	・親子向け2回 ・大人向け2回
さばき方教室	—	・6回実施（鰯等）	・8回実施（鰯等）

さばき方教室募集チラシ

● その他市場プロモーションの取組

○ SNSの活用例

- ・市場イベントについて市公式LINE、X等の活用
- ・広報媒体との連携（TVK・ラジオ・神奈川新聞等）
- ・企業との連携（神奈川トヨタMアプリ等）

○ 発信内容のリニューアル

- ・市場の仲卸や横浜市場直送店の魅力を知ってもらうための広報媒体の作成
- ・SNSの効果的な活用

【好事例】さばき方教室の応募状況

R6.11/30 77名応募（2.4倍）

R7.9/20 376名応募（11.8倍）



仲卸紹介



横浜市場直送店紹介

【戦略7】

効率的かつ安定的な市場運営体制の整備

- 横浜市場経営推進会議
- 横浜市場プロモーション委員会
- 魚食普及推進協議会
- BCPの策定
- 望ましい管理・運営体制の構築検討

● 望ましい管理・運営体制の構築検討

○ 卸売市場の管理・運営体制の例

運営形態	概要	メリット	デメリット（懸念）
公設公営 例) ほぼ全ての中央卸売市場	自治体が開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> - <u>公共性・公平性の確保</u> - 行政による厳格な監督・指導 - 災害時の対応力が高い - 住民・議会への説明責任が明確 - 長期的な安定運営 	<ul style="list-style-type: none"> - 運営の柔軟性が低い - 民間ノウハウの活用が難しい - 自治体の財政負担が大きい
公設民営 (指定管理者制度) 例) ・大阪府中央卸売市場 ・福島市公設地方卸売市場	自治体が開設、民間が運営	<ul style="list-style-type: none"> - 民間の運営手法の導入 - 市場活性化の可能性 - 柔軟かつスピーディな意思決定 - 自治体の財政負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> - 公共性の低下懸念 - 行政の監視力が弱まる懸念 (管理指導の弱体化懸念) - 経営破綻リスクへの備えが必要
民設民営 例) 湘南藤沢地方卸売市場 (元 藤沢市中央卸売市場)	民間が開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> - 高度な民間ノウハウの活用 - 自由な経営戦略が可能 - 自治体の財政負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> - 公共性の確保に懸念 - 災害時対応が脆弱 - 利益優先による市場機能の偏り

● 望ましい管理・運営体制の構築検討

○ 「卸売市場の公共性」についての整理

公共性の要素	内容
安定供給機能	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食料品を安定的に供給することで、地域住民の食生活を支える。 ・災害時には食料供給拠点として機能。
公正な取引の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・透明性の高い取引ルールによる公平・公正な流通
価格形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・需給に応じた適正な価格形成（消費者・生産者双方の納得感）
衛生・品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を確保するための検査・衛生管理体制の整備
地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農水産物の流通促進、関連事業者の雇用創出、地域活性化への寄与
説明責任と情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・地域社会、利害関係者等に対する説明責任 ・運営状況や取引情報の適正な公表による信頼性の確保

低下すると…

- ・利益優先の取引による価格の不安定化
- ・災害時の供給体制の不備
- ・食品の安全性・衛生管理の低下
- ・特定業者への偏った取引
- ・利用者等への説明責任の希薄化

→ 管理・運営体制に関わらず
「市場の公共性」の確保が
必要

● 望ましい管理・運営体制の構築検討

○ 管理・運営体制の検討に向けて

- ・各運営形態でメリット・デメリットがありますが、先述の内容はあくまでも「一般論」です。
- ・先述したメリット・デメリットに関する具体的な事例の研究や、それらの事例を横浜市場に照らし合わせた際の想定等を踏まえて、横浜市場が目指すべき方向に最もふさわしい体制を検討していく必要があります。

「公設公営」以外の管理・運営体制を採用している卸売市場へのヒアリング

公設民営（指定管理者制度）

大阪府中央卸売市場（開設者：大阪府／運営者：大阪府中央卸売市場管理センター株式会社様）

民設民営

湘南藤沢地方卸売市場（開設者・運営者：湘南青果株式会社様）

元・藤沢市中央卸売市場。平成19年4月に藤沢市地方卸売市場に転換。平成21年4月に指定管理者制度の導入を経て、平成24年4月から藤沢市が開設権を譲渡。

■ 食肉市場の戦略

- 【戦略1】 市場関係者と連携した取組の強化
- 【戦略2】 高品質で安全・安心な食肉を供給
- 【戦略3】 食品流通の基幹的インフラとしての機能強化
- 【戦略4】 食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション

【戦略1】 市場関係者と連携した取組の強化

- 市場フェアの実施
- 新規仲卸業者の誘致

● 市場フェアの実施

○ 令和2年度～令和6年度の実績

牛枝肉品評会について全国から選りすぐりの肉牛を集める「ミートフェア」、産地別に実施する「地方別フェア」等を開催し、積極的な集荷に取り組みました。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ミートフェア (回)	1	1	1	1	1
地方別フェア等 (回)	0	3	7	8	6

※地方別フェア等には交雑種枝肉共励会を含みます。



第7回東北フェア
せり場の様子 (R7年3月)

○ 後半期に向けた方向性

優良出荷者及び購買者を表彰する市場フェアの実施により集荷を強化します。

● 新規仲卸業者の誘致

○ 令和2年度～令和6年度の実績

令和2年度は仲卸業者2社、空き店舗が3店舗でしたが、2社入居し、令和6年度には仲卸業者4社となりました。

・ 令和4年9月

株式会社ロピア・ホールディングスの100%出資会社である「株式会社L横浜センター」が牛を取り扱う新規仲卸業者として営業を開始。同年11月より2店舗使用。

・ 令和6年10月

株式会社丸富商店の100%出資により、同社の食肉加工部門を担う子会社「株式会社マルトミ」が牛を取り扱う新規仲卸業者として営業を開始。

○ 後半期に向けた方向性

・ 仲卸業者4社による市場取引の活性化が期待されます。

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 食肉部における取扱数量・金額



【令和11年度の目標】

取扱数量：16.4万t

取扱金額：157.6億円

※量・金額ともに平成30年度と同水準

【目標設定の考え方】

- 全国的な飼養戸数の減少傾向、生産農家の大型化による出荷市場選別の進行、安価な輸入肉の流入等により、国内市場の価格競争力や国産肉の消費量の低下が懸念されることから、目標設定時点の水準を維持することを目標とする。

【令和6年度までの状況】（過去5年間の推移）

- 令和2～6年度で総取扱数量は29%増加、総取扱金額は66%の増加となった。
- 物価高により、和牛に比べて安価な交雑牛へ、牛よりも豚へ需要がシフトしている。

【戦略2】

高品質で安全・安心な食肉を供給

- HACCP・防疫対策
- 新型コロナウイルス感染症対策

● HACCP・防疫対策／新型コロナウイルス感染症対策

○ HACCPの現状

- ・計画・手順書を元に、場内一丸となって、日々、取り組みました。
- ・また、品質管理向上に向けた人材育成の一環として、衛生検査所職員による研修会を開催しました。
- ・豚解体ライン改修プロジェクト会議においてライン改修に合わせた衛生管理手順の改訂に向けて準備を進めました。

○ 豚熱（CSF）への対応状況

- ・交差汚染防止対策で県中央家畜保健衛生所の視察を受け入れてきました。

○ 感染症対策の実施状況

- ・食肉市場では、市場機能の維持のため新型コロナウイルス5類移行後も感染対策を継続していました。

【戦略3】

食品流通の基幹的インフラとしての機能強化

- 小動物（豚）解体ライン改修の進捗状況

● 小動物解体ライン改修の進捗状況

○ 改修概要

前回改修から18年が経過した「小動物（豚）解体ライン」について改修を行い、と畜における品質管理、衛生管理、作業の安全性等の向上を図るとともに、小動物解体における省エネ化を推進します。

○ 改修スケジュール

実施設計を基に令和6年度から令和7年度の2か年で工事を行う予定でしたが、入札の不調があったことによりスケジュールを見直し、令和8年度までの3か年工事で進めています。

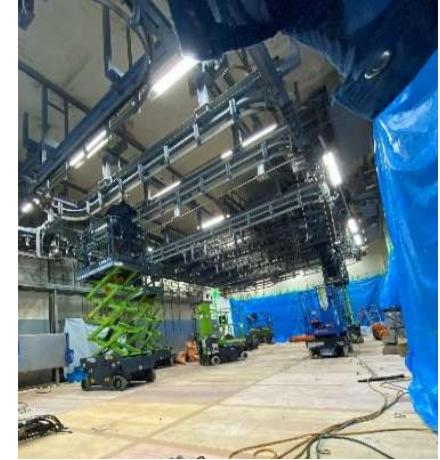


● 小動物解体ライン改修の進捗状況

- 市場関係者とプロジェクト会議を開催、
基本・実施設計業務、改修に向けた共有の実施

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年9月30日現在)
5回	8回	延べ22回	延べ17回	延べ21回

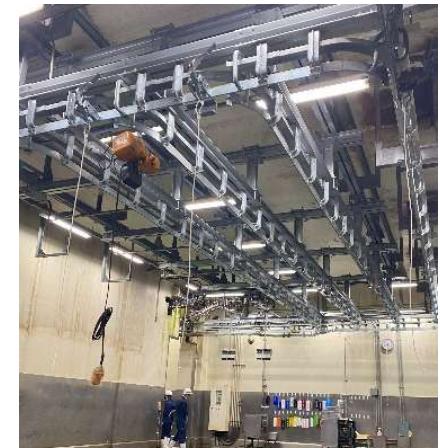
※ 令和5年度から感染症対策として集合型から各分科会に変更して実施



令和7年8月工事 施工前

○ 小動物解体ライン改修工事の着工～工事完成予定

- ・ 基本・実施設計で検討した内容に基づき、工事に着手。
- ・ 令和9年度の供用開始・安定稼働を目指し、食肉機械、空調・衛生、電気、建築の4工事を3か年にわたり休市日を中心に進めています。



令和7年8月工事 施工後

【戦略4】

食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション

- 横浜肉まつりによる市場プロモーション
- 市内イベントへの出展による市場プロモーション

● 横浜肉まつりによる市場プロモーション

○ 「横浜肉まつり」の開催（令和5・6年度）

- ・横浜食肉市場発のブランド牛の試食、市場ブランドの「ハマモツ」の販売、パネル展示による食肉市場や取扱ブランドの紹介などを行いました。

【来場者数（アンケート結果より）】

令和5・6年度ともに約2万人（うち7～8割が横浜市民）

※R2～R4は新型コロナウイルス感染症拡大期のため開催していません



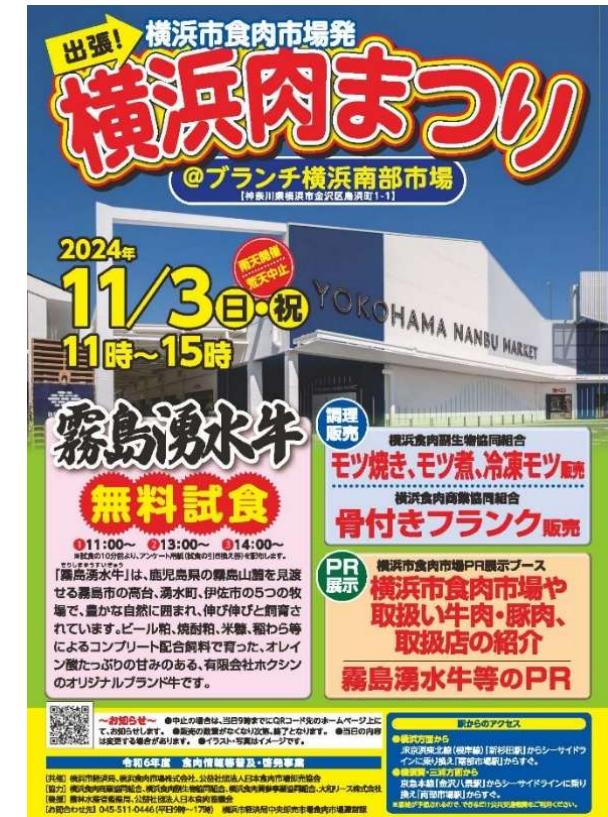
パネル展示



試食



ハマモツ調理販売



横浜肉まつりチラシ

● 市内イベントへの出展による市場プロモーション

○ 市内イベントへの出展

- ・横浜市場発の肉の試食等を通じて食肉市場や取扱ブランドのPRを行いました。

これまでに参加してきたイベント	開催年月
ハマトラFES（横浜トライアスロン）	R6年5月
みなとみらい大盆踊り	R5年8月、R6年8月
横浜防災フェア	R5年9月
ワールドフェスタ・ヨコハマ	R5年10月、R6年10月
つるみ臨海フェスティバル	R5年10月、R6年10月
周辺事業者向けPR及び販売強化キャンペーン	R4年8月、R5年2月、R6年3月、R7年3月

○ 後半期に向けた方向性

引き続き、イベント等へ積極的に出展するほか、新たに小売店等とも連携してPRを実施し、食肉市場のさらなる認知度向上を図ります。



つるみ臨海フェスティバル



ワールドフェスタ・ヨコハマ